

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 令和4年10月24日

最終更新日 令和4年11月17日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和4年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人上越教育大学
法人の長の氏名		林 泰成
問い合わせ先		総務課総務チーム 電 話：025-521-3214 メール：somu@juen.ac.jp
URL		https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/governancecode.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	第86回経営協議会（書面審議：令和4年9月8日～9月16日）において、全原則の適合状況等の意見聴取を行い、第87回経営協議会（令和4年10月24日開催）において審議・承認を経ました。
監事による確認	更新あり	監事には令和4年8月24日～31日の間で全原則の適合状況等の意見聴取を行い、監事からの意見を反映させた上で経営協議会（第86回）の意見聴取を行いました。 その後、第87回経営協議会（令和4年10月24日開催）において確認を行いました。 監事からの意見は次のとおりです。 【意見】 国立大学法人上越教育大学は、大学院教育に重点を置いた教員養成系の総合拠点大学として、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を通して、次代を担う児童・生徒の教育に携わる有為な教員を養成している。本目的のもと、国立大学法人ガバナンスコードの各原則に従い、的確な経営と諸活動を実施していることを確認した。 適合状況の公表内容については、第4期中期目標・計画のもと、教員養成学の確立に向けた組織的取り組み、学部から大学院への接続や系統性をもたせた教育カリキュラムの整備教育成果等が、自らの事業評価とともに、多様なステークホルダーに理解してもらうべく、様々なエビデンスを広く詳細にホームページで公表している点は高く評価できる。今後はより一層のIR機能の充実により、エビデンスベースでの適切な事業評価と新たな戦略の策定を期待する。 【対応】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づいた取組を充実・発展させ、社会への説明責任を果たしていくこととしたい。
その他の方法による確認		今後、本学と外部機関との協議会等の場で、本報告書について説明します。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容 】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	(ビジョン) 世界的に不安定かつ流動的な時代にあって、我が国の伝統と文化を基盤とし、人格に優れ、問題解決の力を備えた、持続可能な社会を創造できる、世界最高水準の初等中等教員の養成を目指します。 (目標) 上記ビジョンの具体的な目標として、上越教育大学は、主として「初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院学校教育研究科」と「初等中等教育教員を養成する学校教育学部」を持ち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進する教員養成系単科大学として創設され、大学院における現職教員の再教育を行う中核的な機関として、学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行い、次代を担う児童・生徒の教育に携わる有為な教員を養成することを目標としています。 この目標を実現するため、学部では上越地域の公立学校における4年間の体系的な教育実習、インクルーシブ教育を中心とするボランティア授業の必修化、附属小・中学校と協働したICT教育、教科内容構成などに関するカリキュラムを編成し、また、大学院では専門職学位課程の学校支援プロジェクト、コア・サイエンス・ティーチャー（CST＝理数系教員）養成、教科内容構成などを中心とする実践的なカリキュラムを編成するなどしてきています。 さらに、第4期中期目標期間（令和4～9年度）においては、第3期中期目標である「21世紀を生き抜くための能力＋α」を備えた教員の養成を更に発展させ、教員養成学の確立に向け、その内容、方法等の体系化を目指して組織的研究に取り組みます。 (戦略) 戦略の実現に向けた中期計画に関しては、以下の項目ごとに整理し、具体的評価指標も示しつつ、主な取組の概要を整理した資料と併せて大学HPで公表しています。 1 教育研究の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 5 その他業務運営に関する重要事項 (業務方法書及び中期目標・中期計画) https://www.juen.ac.jp/070koukai/040middle/index.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学では、第3期中期目標期間（平成28～令和3年度）において、基礎力・思考力・実践力で構成される「21世紀を生き抜くための能力」を備え、かつ、児童生徒に対しその能力を育成できる教員を養成するとともに、教員として、豊かな教養、使命感、人間愛等の「＋α」の資質・能力をも備えた教員を養成するための教育課程の開発・導入を推進することを主要な目標として掲げました。 この目標及び戦略の実現に向けた業務の実績は次のとおりです。 1. 教育組織の改革に向けた取組 (1) 「21世紀を生き抜くための能力＋α」を備えた教員を養成するための教育課程の開発・導入及び平成31年4月に学部、大学院の教育組織を改組 (2) 令和4年4月に大学院の教育組織を改組

		2. 教員養成機能の強化 (1) 「学校実習コンソーシアム上越」の設立 (2) アクティブ・ラーニングの積極的導入 (3) 「21世紀を生き抜くための能力 + α」を備えた教員の養成を目指す本学からの提言書籍の刊行 (4) 大学間連携協定締結校の拡大による多様な教育人材の受入れ (5) 実務家教員の養成・確保 (6) 全国トップクラスの教員就職率の維持 3. 学び続ける教員を支援するための教育委員会との連携 (1) コア・サイエンス・ティーチャー（CST）の養成 (2) 教職員のための自主セミナーの開催 (3) 学校現場のニーズに応じた出前講座の提供 (4) 上廣道徳教育アカデミーによる道徳指導法の実践 (5) 学校支援プロジェクトセミナーの実施 (6) 「いじめ・生徒指導研究センター」の設置 (7) 通級指導教室担当教員の資質向上研修の実施 4. 学生への支援 (1) 上越教育大学くびきの奨学金による経済的支援の拡充 (2) 多様な学生に対する支援体制の拡充 5. 附属学校におけるGIGAスクール構想に係る先進的な取組の推進 (1) 「学びを止めるな！」プロジェクトの取組 (2) 教育のICT化に向けた環境整備 6. 新型コロナウイルス感染症への対応 (1) くびきの奨学金による緊急学生支援 (2) 「ポストコロナと教育」の刊行 なお、第3期中期目標期間における業務実績、評価結果は、以下のとおり公表していますので、詳細はこちらをご覧ください。 （中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果） https://www.juen.ac.jp/070koukai/080assessment/result_chuuki/index.html また、毎年度、組織の運営や教育研究活動の状況に関する自己点検・評価を行い、アクティブ・ラーニングの積極的導入、学校実習コンソーシアム上越の設立、高い教員就職率の維持向上等、重点的に取り組んだ課題や改善事項等を大学HPで公表しています。 （年次報告書） https://www.juen.ac.jp/070koukai/080assessment/report/index.html
補充原則1－3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	本法人では学長の下に理事・副学長（人事・環境担当、研究全般・評価・連携担当の2名）、理事（経営戦略担当／非常勤）、副学長（教務全般・附属学校担当、入試・学生担当の2名）、事務局長・副学長（事務総括・総合調整担当）を配置しており、各理事、副学長は自身の知識、経験、能力に基づいて担当校務を掌り、各組織の権限、責任体制を明確にした上で法人運営を行っています。 （役員等紹介） https://www.juen.ac.jp/010info/070director.html なお、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置き、国立大学法人上越教育大学経営協議会規則を定め、権限と責任の体制を明確にしています。 また、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置き、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則を定め、権限と責任の体制を明確にしています。

		規則は大学HPで公表しています。 (規則集) https://www.juen.ac.jp/010info/100rule.html
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員については、「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」において、①「学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図る」とともに、②「国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図る」ことを定め、教員の募集・選考を行っています。 職員については、「国立大学法人上越教育大学事務系職員の人事等に関する基本方針」において、採用は、①「国立大学法人等職員採用試験による新規採用」、②「本法人独自の選考による新規採用及び中途採用」、③「パートタイム労働法（平成5年法律第76号）の趣旨を踏まえた事務系の非常勤職員から選考による新規採用」とすることを定めており、多様な選考方法を用いることで、大学新卒者のほか、職員の年齢や性別のバランスを考慮しつつ、専門的業務の経験者や、特定の能力に秀でた者など、多様な人材を確保できるよう、職員の募集・選考を行っています。 さらなるダイバーシティの確保等の観点から、「上越教育大学ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を本学HPで公表することとしています。
補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本法人は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画について、予算、収支計画及び資金計画を策定し、これらを本学HPで公表しています。 (第4期中期計画の予算、収支計画及び資金計画) https://www.juen.ac.jp/070koukai/040middle/files/04_kei.pdf の13ページから18ページ
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本法人は、教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）について、財務諸表、業務の実績に関する報告書を本学HP等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。 また、ステークホルダーに本学の財務状況と教育研究等の取組をよりわかりやすくご理解いただくために、財務・事業レポートを毎年度作成し公表しています。 (財務諸表、財務・事業レポート) https://www.juen.ac.jp/070koukai/050admindoc/zaim/ (中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果) https://www.juen.ac.jp/070koukai/080assessment/result_chuuki/index.html
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		理事及び副学長については、学内の大部分の委員会委員長を務め、法人経営を担うために必要な業務知識及び経験を重ねています。 教職員の法人経営に係る人材育成については、それぞれの職種に応じて、次のとおり行っています。 ・学長の職務遂行を補佐するため、教授、准教授のうちから適任者を学長補佐に任命しています。なお、任命にあたっては、若手教員や女性教員の登用にも配慮しています。 ・特定の業務を総括整理するため、教職員のうちから適任者を学長特別補佐に任命し、教育研究評議会や経営協議会にオブザーバーとして出席させています。 ・事務局長については副学長を兼務し、また、経営協議会委員として経営協議会に参画しています。 ・経営人材の育成を図るため、理事、副学長、事務局長の

		他、部課長を、国立大学協会が実施する「大学マネジメントセミナー」「国立大学法人等部課長研修」などに計画的に参加させ、経営人材としての資質向上を図ってきています。
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の 長を補佐するための人材 の責任・権限等		学長の意思決定や業務執行を補佐する者として理事（外部理事を含む）、副学長、学長特別補佐及び学長補佐を配置しています。 理事、副学長の職務分担、学長特別補佐及び学長補佐制度を整え、権限・責任体制を明確にした上で法人運営を行っています。 （役員等紹介） https://www.juen.ac.jp/010info/070director.html 「国立大学法人上越教育大学理事選考規則」、「国立大学法人上越教育大学副学長選考規則」、「国立大学法人上越教育大学特別顧問に関する要項」、「国立大学法人上越教育大学学長特別補佐に関する要項」、「国立大学法人上越教育大学学長補佐に係る取扱いについて」を大学HPで公表しています。 （規則集） https://www.juen.ac.jp/010info/100rule.html
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		役員会では、国立大学法人法で定める法人経営に係る重要な内容について、役員会規則第 2 条に定めて審議しています。 （規則集） https://www.juen.ac.jp/010info/100rule.html 法人経営に係る方針決定の審議状況の透明性を担保するため、役員会の議事要旨を本学HPで公表しています。 （役員会等議事要旨） https://www.juen.ac.jp/070koukai/070yakuinkai/index.html
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材 を求める観点及び登用の 状況		大学運営に関する有意義な知見を本法人の経営に活用するため、①他大学の学長経験者や、②教育行政に関し識見を有する者を理事や副学長に登用しています。 理事、副学長の登用の状況については、本学HPで公表しています。 （役員等紹介） https://www.juen.ac.jp/010info/070director.html
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員 に係る選考方針及び外部 委員が役割を果たすた めの運営方法の工夫		経営協議会の外部委員は、高い識見を有する者から幅広い意見を聴くため、①地方公共団体の長、②企業経営者、③文部科学行政経験者、④教育関係団体の長、⑤学識経験者等、多様な人材を選考する方針としています。 また、会議資料を事前に送付し、委員から会議当日の意見を効果的に聴取するとともに、学外委員からの主な意見ごとに対応する理事等を定め、対応内容を検討の上、可能なものから速やかに実現することとしています。その状況については、翌年度の 6 月に前年度分を取りまとめ、本学HPで公表しています。 （経営協議会学外委員からの意見等への対応状況） https://www.juen.ac.jp/070koukai/070yakuinkai/index.html
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、 選考結果、選考過程及 び選考理由	更新あり	法人の長の選考基準を国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/president_senkou_kisoku.pdf （選考基準）

		第4条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。 2 学長選考・監察会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表しなければならない。 令和2年度に実施した学長選考においては、令和2年1月28日付けで学長選考会議から「国立大学法人上越教育大学学長候補者に求められる資質・能力等」として、以下のとおり望ましい学長像を公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/20200128_gaiyou.pdf <望ましい学長像> 次期学長は、本学に求められる社会的役割を果たすため、創設の趣旨・目的及び大学憲章の理念を追求する強い意欲を有するとともに、次のような資質・能力を持った者であることが望まれる。 ○ 本学を取り巻く状況が厳しさを増す中、国立大学法人法の趣旨を十分に活かした明確なビジョンの下、法人及び大学の最高責任者として戦略を立て、それを実現しようと努力する強い意志と指導力を備えていること。 ○ 大学構成員と円滑にコミュニケーションを行い、その意欲と創意に基づいて中期目標・中期計画を策定し、それを確実に推進する能力を有すること。 ○ 本学の特色を最大限に発揮し、教員養成系大学の広域拠点大学として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応した改革に積極的に取り組むとともに、安定的な財政基盤の確立に努めるなど、大学運営と大学経営を総合的に推進できる能力を有すること。 ○ 教育研究の成果に基づいて地域・社会連携、グローバル化の推進に取り組み、特に地域における学校教育の発展に積極的に寄与する強い意志を有すること。 令和3年3月31日任期満了に伴う次期学長候補者の選考（令和2年度に実施した学長選考）における選考結果、選考過程及び選考理由を以下のとおり公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/president.html
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/president_senkou_kisoku.pdf （学長の任期） 第13条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、重任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	国立大学法人上越教育大学学長解任規則（平成16年規則第34号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/president_relieve_kisoku.pdf （学長解任の提案） 第4条 学長選考・監察会議の3分の1以上の構成員が、学長が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、学長選考・監察会議に学長解任を提案するものとする。 2 経営協議会又は教育研究評議会は、学長が前条各号のいずれかに該当すると認める場合であって、その構成員の3分の2以上の賛成をもって学長解任を議決したときは、学長選考・監

		察会議に学長解任を提案するものとする。 (リコールによる学長解任の要求) 第5条 国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）第8条第2項に規定する意向聴取の有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）は、学長が第3条各号のいずれかに該当すると認める場合は、意向聴取有資格者の総数の3分の2以上の連署に学長解任要求の事由を添えて、学長選考・監察会議に学長解任を要求することができるものとする。
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議で定めた「国立大学法人上越教育大学学長の業務執行状況の確認について」に基づき、学長の業務執行状況を確認しています。 令和3年2月8日付けで学長選考会議から「学長の業務は、適切に執行されていると判断する。」旨、学長の業務執行状況の確認結果を公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/20210208_sikkoujyoukyou.pdf
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議規則（平成16年規則第4号）に次のとおり定め、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/R4_president_senkou_kansatu_kaiqi.pdf (組織) 第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。 (1) 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（平成16年規則第2号）第3条第1項第5号に掲げる者の中から国立大学法人上越教育大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）において選出された者3人 (2) 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第3号）第3条第3号から第9号までに掲げる者の中から国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において選出された者3人 なお、学外委員の選出については、これまでの審議経過を踏まえて審議を行っていく必要があることなどを考慮し、予備委員の就任順位を含め、経営協議会で意見を伺い、決定しています。 また、学内委員は、教育研究評議会において選出方法（推薦など）について意見を伺い、公平性を担保するため、現執行部・前執行部及び事務系の評議員を除き、予備委員の就任順位を含め、知識・経験等を考慮して選出することとしています。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/files/R4_gakutyouseimeibo.pdf
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		大学総括理事を置いていないため、該当ありません。
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		令和2年3月26日付けで、内部統制の仕組み、運用体制等について定めた「国立大学法人上越教育大学内部統制規則」を制定し、公表しています。 https://www.juen.ac.jp/010info/files/naibutosei.pdf 令和2年3月26日付けで、「国立大学法人上越教育大学公益通報者等保護規程」を改正・公表するとともに、令和2年4月1日付けで、委任した法律事務所に公益通報窓口を開設して

		います。 https://www.juen.ac.jp/070koukai/kouekitsuuhou.html
原則 4 - 1 法人経営，教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		大学HPに，「大学紹介」のページを設けており，閲覧者が求める情報にアクセスしやすいよう，以下の内容ごとに情報を整理して公表しています。 ・学長からのメッセージ ・概要・理念・規則 ・キャンパスガイド ・教育研究 ・寄附講座(研究部門)・共同研究・受託研究・知的財産・研究シーズ集 ・地域連携・産学官連携・大学間連携 ・公開講座・講演会・講習会等・共催(後援) ・国際交流 ・広報 ・公開情報 ・就職・進路 ・兼業依頼 ・採用情報 また，公開情報のうち，中期的な目標，業務実績に関する報告については，主なポイントを整理した概要資料を作成し，併せて公表しています。 (大学紹介) https://www.juen.ac.jp/index.html
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	大学HPのトップページにおいて，「入学希望・進路指導担当」，「現職教員」，「保護者」，「修了生・卒業生」，「地域の方」別にメニューを設け，対象者が適切な内容，方法等を選択できるように公表しています。 また，新型コロナウイルス感染症対策等，特に重要な事項については，特設サイトを設けて学内外へわかりやすく公表しています。 https://www.juen.ac.jp/index.html
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	■「卒業（修了）認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定め，本学学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに，「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定め，三つのポリシーに基づいた教育活動と入学者選抜を行っています。（学部・大学院） (大学教育における三つの方針) https://www.juen.ac.jp/010info/policy/index.html ■卒業要件と取得できる教員免許状・資格等の種類及び教員免許状の取得状況について本学HPで以下のとおり公表しています。（学部） (卒業要件と取得できる免許状・資格等) https://www.juen.ac.jp/080faculty/030necessary.html ■取得できる教員免許状・資格等の種類及び教員免許状取得状況について本学HPで以下のとおり公表しています。（大学院） (取得免許状・資格) https://www.juen.ac.jp/070graduate/025license.html ■臨床心理士資格取得のための情報について本学HPで以下のとおり公表しています。（大学院） (臨床心理士養成の大学院指定)

		https://www.juen.ac.jp/070graduate/040psy.html ■公認心理師資格取得のための情報について本学ＨＰで以下のとおり公表しています。（大学院） （公認心理師の国家試験受験資格取得） https://www.juen.ac.jp/070graduate/045psy.html ■教員の養成の状況についての情報を本学ＨＰで以下のとおり公表しています。（学部・大学院） （教員の養成の状況についての情報－教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報－） https://www.juen.ac.jp/070koukai/065rule.html ・就職・進路の状況 <学部教員就職率...81.8%>（令和４年３月卒業者） （卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数とした場合の教員就職率） ・学校教育学部 令和４年３月卒業者の進路： 教員就職者...117(18)人〔小学校：93(11)，義務教育学校：1，中学校：19(7)，高等学校：3，幼保連携型認定こども園：1〕，教員以外への就職者...28人，進学者...23人 ※「教員就職者」の（ ）内の数は，期限付き教員として採用された者で内数。 なお，大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）を含む詳しい学生の進路・就職状況について，本学ＨＰにおいて，以下のとおり公表しています。 （就職状況（学部・大学院）） https://www.juen.ac.jp/140career/050situation.html また，学校教育学部，大学院学校教育研究科（現職教員を除く）修士課程及び専門職学位課程の過去の就職状況並びに都道府県別教員就職状況について，以下のとおり公表しています。 （過去の就職状況） https://www.juen.ac.jp/140career/051situation5year.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	更新あり	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報について本学ＨＰで以下のとおり公表しています。 （独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等） https://www.juen.ac.jp/070koukai/050admindoc/ ■研究活動における不正行為の告発・相談受付窓口について本学ＨＰで以下のとおり公表しています。 （研究活動における不正行為（研究成果の捏造，改ざん，盗用）の告発・相談受付窓口） https://www.juen.ac.jp/070koukai/010kikikanri/injustice/index.html ■研究費の不正使用防止に向けた取組について本学ＨＰで以下のとおり公表しています。 （研究費の不正使用防止に向けた取組） https://www.juen.ac.jp/070koukai/010kikikanri/kenkyuhi/index.html ■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報について本学ＨＰで以下のとおり公表しています。 （学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報） https://www.juen.ac.jp/070koukai/060rule/index.html